

## まんのう町立四条小学校いじめ防止基本方針

まんのう町立四条小学校  
校長 佐柳 仁

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものです。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、全校児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるようにするために、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要があります。

そこで、本校においては、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進します。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な方向

### 1 いじめの未然防止

全ての児童が社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

学校では、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切です。すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。

保護者は児童の教育について第一義的責任を有するものであります。児童に必要な指導を行ってもらえるよう、学校からの啓発に努めます。

### 2 いじめの早期発見

早期発見は早期対応の前提であり、児童のささいな変化に気付くことが必要です。また、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する必要があります。

このため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を構築し、児童が相談しやすいように努めます。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するように努めます。

### 3 いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認した上でいじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う必要があります。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めるとともに、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備に努めます。

### 4 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、児童の課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努めます。

### 5 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、関係機関との連携に努めます。

## 6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態発生の防止に努めます。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 学校における対策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

##### ア 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」という認識に立ち、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

##### イ 児童・保護者、関係機関等への説明

学校いじめ防止基本方針の内容を、保護者や地域住民が容易に確認できる措置を講ずるとともに、入学時・各年度の開始時に児童・保護者、関係機関等に必ず説明します。

##### ウ 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、評価結果を踏まえて取組の改善を図ります。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努めます。

#### (2) 組織の構成

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（いじめ不登校防止対策委員会）を置くものとします。構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（教育相談担当）、人権・同和教育主任、当該児童担任とし、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町関係機関、西部子どもセンター等との連携を図ります。

いじめ不登校防止対策委員会は、毎月一回開催される生徒指導委員会の報告やいじめと思われる事象の発見の報告を受け、いじめの可能性があると判断した場合に校長が招集します。

#### (3) いじめの未然防止

##### ア 道徳教育及び体験活動

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。

##### イ 児童同士が学び合う授業づくり

毎日の授業の中で、児童がよりよい人間関係を築くことができるように、互いの意見を尊重し聴き合う授業づくりに取り組みます。

##### ウ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて保護者との連携を図ります。

##### エ 傍観者を生まない集団づくり

児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むように日常的に指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

##### オ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

#### (4) いじめの早期発見

##### ア 日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、情報共有に努めます。  
また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日記や連絡帳等を活用し、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

##### イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童に対する定期的なアンケート調査（あのねアンケート）を実施します。

##### ウ 日常的な観察及び情報の収集

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口を周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

##### エ 児童からの相談に対する迅速な対応

児童が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要することを理解し、教職員が迅速に対応することを徹底します。

##### オ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努めます。

#### (5) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、速やかに管理職に報告し、学校の組織的な対応につなげます。情報共有した後は、関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守ります。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、各教職員はその対応方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携して対応します。

##### ア いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせます。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害双方の児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

##### イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。

#### ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。また、いじめた児童の心の中にある悩みや苦しみを十分に受け止め、カウンセリング的態度で心のケアを行っていきます。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えて協力を求めるとともに、保護者としての対応について助言を行います。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。

#### エ 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、ただ単に見ていること自体がいじめに荷担したことになるという観点から、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

このいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察するように努めます。

### (7) 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進します。

#### **(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

#### **(9) 学校評価における留意事項**

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的な認知による適切な対応を肯定的に評価するよう留意します。

### **第4 重大事態への対処**

#### **1 報告**

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などの重大事態を認知した時は、速やかに町教育委員会へ報告します。

#### **2 調査**

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「四条小学校いじめ不登校防止対策委員会」を開催し、アンケート等の方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、関係する児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。

#### **3 保護者への対応**

重大事態に対して、保護者への説明が必要な場合は、速やかに保護者会を開き、情報提供及び情報収集を行います。

### **第5 教職員の指導力の向上**

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

### **第6 その他**

本基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。